

鳥取県雪害農業施設等復旧支援資金保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県雪害農業施設等復旧支援資金保証料補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、平成29年1月中旬からの雪害により著しい被害を受けた農業者（住所地の市町村長が認定した者に限る。以下「対象農業者」という。）が、被災施設の復旧のために農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）を借り受け、その借り受けの際に鳥取県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を受けた場合において、当該対象農業者の保証料負担を軽減することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、近代化資金（平成29年1月13日から平成29年12月31日までの間に貸し付けられたものに限り、借入れの日から起算して6年を経過したものと除く。）の保証料実質負担を0%とするために対象農業者に対し、毎年1月1日から12月31日までの期間における当該対象資金の融資平均残高（当該期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の合計額の総和を365で除して得た金額をいう。）に、基金協会の定める率を乗じて得た額の保証料を負担する基金協会に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、前項に規定する融資平均残高に基金協会が定めた率を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告と併せて、毎年2月10日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類並びに規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

(雑則)

第6条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行し、平成29年1月13日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

鳥取県雪害農業施設等復旧支援資金保証料補助事業計画書及び実績報告書

1 事業計画及び実績報告

(金額単位:円)													
資金名	被保証者名	残高移動年月日	期首融資残高(延滞を除く)(1月1日現在)(a)	期中貸付額(b)	期中償還額		利子補給対象残高(a+b-c-d)(e)	期末融資残高(延滞を除く)(12月31日現在)	償付期間	償付日数(g)	協会保証料率(年%)(j)	県の保証料補助額(e×g×j/365)	合計
					約定(c)	繰上(d)							
農業近代化資金 債務保証													
合計													

2 収支予算及び決算
(1) 収入の部

区分	本年度決算額	前年度決算額	対比増減		備考
			増	減	
県補助金 円					円

(2) 支出の部

区分	本年度決算額	前年度決算額	対比増減		備考
			増	減	
保証料補助金 円					円

添付資料
 *鳥取県農業信用基金協会の協会保証料利用率が分かる書類。
 *当該年度の事業計画書のうち保証計画部分の写し

様式第2号（第5条関係）

（番号）

年月日

様

鳥取県知事

印

鳥取県雪害農業施設等復旧支援資金保証料補助金交付決定及び交付額確定通知書

年月日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県雪害農業施設等復旧支援資金保証料補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

なお、確定額は、交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、事業の遂行等に当たっては、鳥取県雪害農業施設等復旧支援資金保証料補助金交付要綱（平成29年2月17日付第201600162570号鳥取県農林水産部長通知）の規定に従わなければならない。